別表十四の11の表中「同上の$\frac{2.5}{100}$相当額」を「同上の$\frac{2.5又は1.25}{100}$相当額」に、「一般寄附金の損金算入限度額」を「一般寄附金の損金算入限度額$((9)+(12))\times\frac{1}{2又は4}$」に、「寄附金支出前連結所得金額の$\frac{5}{100}$相当額$(8)\times\frac{5}{100}$」を「寄附金支出前連結所得金額の$\frac{5又は6.25}{100}$相当額$(8)\times\frac{5又は6.25}{100}$」に、「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の$\frac{2.5}{1,000}$相当額(12)」を「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の$\frac{2.5又は3.75}{1,000}$相当額$(11)\times\frac{2.5又は3.75}{1,000}$」に改め、同表の記載要領第1号中「又は」を「（特定非営利活動促進法の一部を改正する法律（平成23年法律第70号）附則第10条第14項（租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置）の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は」に改め、同記載要領に次の四号を加える。

4　「同上の$\frac{2.5又は1.25}{100}$相当額　(9)」の欄は、連結法人（その連結親法人が連結事業年度終了の時において資本又は出資を有しないものに限る。）の連結親法人事業年度（法第15条の２第１項（連結事業年度の意義）に規定する連結親法人事業年度をいう。以下この記載要領において同じ。）が平成24年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「2.5又は」を消し、その他の連結事業年度にあつては「又は1.25」を消すこと。

5　「一般寄附金の損金算入限度額$((9)+(12))\times\frac{1}{2又は4}$　(13)」の欄は、連結法人の連結親法人事業年度が平成24年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「２又は」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は４」を消すこと。

6　「寄附金支出前連結所得金額の$\frac{5又は6.25}{100}$相当額$(8)\times\frac{5又は6.25}{100}$　(14)」の欄は、連結法人の連結親法人事業年度が平成24年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「５又は」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は6.25」を消すこと。

7　「連結親法人の期末の連結個別資本金等の額の月数換算額の$\frac{2.5又は3.75}{1,000}$相当額$(11)\times\frac{2.5又は3.75}{1,000}$　(15)」の欄は、連結法人の連結親法人事業年度が平成24年４月１日以後に開始する連結事業年度にあつては「2.5又は」を消し、連結法人の連結親法人事業年度が同日前に開始した連結事業年度にあつては「又は3.75」を消すこと。

別表十六(一)の記載要領第四号中「当該事業年度又は」を「当該事業年度若しくは」に、「各事業年度又は」を「各事業年度若しくは」に、「について」を「又は当該事業年度若しくは連結事業年度以前の各事業年度若しくは各連結事業年度において法人税法施行令の一部を改正する政令（平成23年政令第379号）附則第３条第３項（減価償却資産の償却の方法等に関する経過措置）の規定の適用を受けた減価償却資産について」に、「属する事業年度又は」を「属する事業年度若しくは」に、「の別表十六(二)「(9)」」を「又は同項の規定の適用を受けた日の属する事業年度若しくは連結事業年度の別表十六(二)「(9)」」に改める。

別表十七(四)の記載要領第１号中「第66条の４第14項」を「第66条の４第15項」に、「第68条の88第14項若しくは第15項」を「第68条の88第15項若しくは第16項」に改める。

別表十八の表中「同上のうち土地譲渡税額及びリース特別控除取戻税額」を「同上のうち土地譲渡税額及び連結納税の承認を取り消された場合等における既に控除された法人税額の特別控除額の加算額」に改め、同表の記載要領第四号を次のように改める。